

令和 7 年度第 1 回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る 財源のあり方に関する検討会議報告書

日 時： 令和 7 年 5 月 19 日（月曜日）14：00～16：00

場 所： 箱根町役場本庁舎 4 階 第 1 ～ 3 会議室

出席者：【箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議】

高井正委員長、西島庸吉委員、元波英敏委員、

勝俣直人委員、安藤万奈委員、池島祥文委員、伊集守直委員

（欠席：倉田義巳委員、佐藤守委員）

【箱根町】

関田企画観光部長、村山総務部長、菊池観光課長、

高木財務課長、飯野税務課長、杉山企画課副課長、

辻満財務課副課長、企画課特定政策係鈴木・上田

傍聴人：1 名

【会議概要】

1 開会

企画観光部長

それでは、令和 7 年度第 1 回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議を開催させていただきます。議事に入るまでの進行を務めます企画観光部長の関田です。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ち、委員の構成等について、お伝えしたいことがありますので、お手元の委員等名簿をご覧ください。観光関係と暮らしの各分野は、それぞれの所属団体から推薦のあった方に委員としてご参加いただいておりますが、今年度からお一人委員が変更となりましたので、最初に自己紹介をお願いしたいと思います。

（委員自己紹介）

企画観光部長

ありがとうございました。また、町側の体制についても、人事異動に伴い一部変更していますので、予めご承知おきください。次に資料の確認ですが、事前に次第、委員名簿、資料 1 及び資料 2 を送付していますが、不足等はありませんか。なお、これまでと同様、会議録作成のため、音声認識システ

	ムを使用します。また、会議は公開で行いますので、傍聴者の方は会議の円滑な進行にご協力をお願いします。 それでは、議事に移りますが、検討会議の委員長であります高井委員からごあいさつをいただき、引き続き、議事の進行につきましてもお願いします。
委員長	2 委員長あいさつ 皆さん、こんにちは。後ほど説明がありますが、本日は、これまでの検討の一つの区切りとして中間報告書のとりまとめを予定していますので、前回会議と同様に活発な議論をよろしくお願いします。
委員長	3 議 題 (1) 検討会議の中間報告書（案）について 議題（1）についてですが、前回3月の会議では、箱根町で実施可能な財源確保策を検証した結果、宿泊税は他の確保策と比べて適性が高いことを確認しました。 そこで、本日は、これまでの検討経過について、町に中間報告を行うために、事前に私と事務局で調整し、案を作成しましたので、内容を確認していただきたいと思います。 それでは、中間報告書（案）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局から資料1をもとに、検討会議の設置に至った町の背景、これまでの検討経過及び中間報告（案）について説明した。
委員長	今回の中間報告書（案）では、本検討会議で設定した3つの検討項目のうち、「歳出の対象分野と規模感」、「観光まちづくり財源のあり方」の2つについて町に報告することになります。残る「具体的な制度内容」については、今後、検討を進め、3つの検討結果をまとめて最終報告書を提出するといった流れを想定しています。 今回のまとめにあたる17ページの検討会議としての中間報告（案）の部分については、この後、別に質疑の時間を設けますので、まずは、1ページの「1 はじめに」から16ページ「5 検討経過」までの内容について、質問や確認事項等があれば、よろしくお願いします。

また、20 ページの委員名簿におけるご自身の記載内容もこの機会に改めて確認をお願いします。

D 委員

8 ページの棒グラフのうち①から③については、色の違いが分かりづらいため、もう少し差をつけるなど、見やすくした方がいいと思います。

委員長

9 ページの「ウ歳出の規模感」ですが、維持分、充実分それぞれの算出根拠が内訳の図の部分にしか記載されていないため、本文にも記載するようお願いします。

H 委員

2 ページの財源不足額について、例えば中期だと「ア中長期財政見通し」では年平均 4.6 億円だったものが、「イ行財政改革による収支改善効果」では年平均 3,500 万円となっていますが、この 2 つの金額の差が非常に大きいため、なぜ、この数字になるのかという説明をもう少し具体的に記載したほうが理解しやすいと感じました。

企画観光部長

3 ページの表で中長期財政見通しの歳入歳出差引額、行財政改革による収支改善効果額を示し、収支改善効果を加味した財源不足額をどのように算出したのか整理していますが、ページを跨いでいるため、分かりづらい点もありますので、表記を工夫するなどして対応したいと思います。

委員長

この報告書を読む人が分かりやすいように修正をお願いします。また、表の右上に金額の単位を追加してください。それでは、ここで一旦休憩を挟み、再開後、17 ページの内容確認を進めていきたいと思います。

(休 憩)

委員長

それでは再開したいと思います。

17 ページの中間報告（案）は、これまでの議論を踏まえて作成したのですが、中間報告書の中で最も重要な部分になりますので、文言の追加や削除、あるいは修正についてご意見等があればお願いします。

A 委員

中間報告書（案）のこれまでの説明を聞きながら、原点に立ち返って改めて観光まちづくりというものを考えてみましたが、観光事業者や我々宿泊事業者が今後も発展していくためには、人材の確保といった問題以外にも、好調なインバウンドがこの先も持続するのかなという懸念など悩ましい課題が山積しています。そのため、３段落目の観光振興に関しては、どのような方向を目指すのか、もう少し具体的な内容を記載してほしいと思いました。

また、暮らしに関する部分に関しては、検討会議の議論では、地域公共交通の維持に関する意見もありましたので、消防やごみ処理、防災対策に加え、公共交通に関する記載もあった方がよいと思いました。

H 委員

私も同意見で、町民の立場としては、観光まちづくりの対象範囲に関して、交通基盤の整備に関する文言を追加していただきたいと思います。

委員長

ただいまのご意見について、観光まちづくりの対象範囲に関する文章の中に、観光事業者や町民の立場での具体的な施策や内容を追加する形で対応したいと思います。

F 委員

下から２段落目の部分について、宿泊税は、幅広い観光客からも負担を求めることができる点において他の財源確保策よりも適性がある、と整理していますが、幅広い観光客という意味では、以前から宿泊税の課税対象とならない日帰り観光客への負担はどうするのかといった議論があったかと思います。そのため、最後のまとめの部分には、現時点では宿泊税を中心に検討していくものの、宿泊を伴わない日帰り観光客に対しても、何か負担を求めることは検討していく必要があるといった文言を追加したほうがいいのではないかと思います。

委員長

これまでの検討会議の議論では、箱根町は宿泊客よりも日帰り観光客のほうが多いという事実があり、理想としては入域税のような手法により全ての観光客から負担していただくことが望ましいといった意見は何回も出ていました。ただし、現実問題として、そのような手法が実現可能なのかといった意見や近隣自治体の実施、検討状況等も踏まえると、箱根町

だけが理想を議論し続けていいのか、現実的な議論を進めるべきではないかという意見もいただきました。このような議論を受けて、中間報告（案）では、「現時点では宿泊税を中心に」、という書き方にしましたが、今のご意見に対してはいかがでしょうか。

A 委員

私は宿泊事業者という立場でもありますが、宿泊税は実施せざるを得ない状況ではないかと認識しています。町の財政上の問題だけではなく、神奈川県内でも隣の湯河原町が来年度から導入を予定していることや、熱海市では、既に4月から課税を開始していること、また、神奈川県も宿泊税を導入するかもしれないといったうわさ話も聞いている中で、箱根町としても、宿泊税を先行して導入したほうがメリットも大きいと思います。

そのため、私個人としては、もっとスピードアップして宿泊税の議論を進めてほしいということは、これまでも何度か発言しているとおりです。また、それ以外の財源確保策に関しては、入湯税の他に、過去には町内に関所のようなものを設けて課税してはどうかといった意見もあったと聞いていますが、やはり現実的な話ではないと思います。

一方で、前回の会議終了後に、横浜国立大学との連携取組事例発表会に出席しましたが、学生から観光施設税という、新しい提案もありましたので、宿泊税以外の財源確保策の検討は引き続き行っていく必要があると思いました。しかし、その検討に時間を要するのであれば、町の観光まちづくりを目指していくためには、まずは宿泊税の検討を先に進めていくことが現実的ではないかと感じていますので、私は、この報告の記載内容で特に問題はないと考えています。

委員長

日帰り観光客に対するご意見は、前回会議においても議論した内容だと思います。行政からの諮問に対して、答申を行う際には、付帯意見を付することは一般的ですので、残された課題としてはこういう意見があるということは、付帯意見として追加することは可能だと思います。

E 委員

中間報告（案）の表現を修正する意見ではありませんが、F委員の意見は、宿泊税を進めていくこと自体に否定的な発言ではないと思います。そのため、例えば、下から2段落目の

最後の一文の後に、ただし、日帰り観光客への負担も引き続き求めない限り財源不足は解消しないといった文章を加え、結論の部分は変更せずに、議論した内容を追加する形で整理できるのではないかと思います。

D 委員

今の意見と同様に、私も今回の中間報告に入れてもいいと思う一方で、むしろ、最終報告の際にしっかりと言及したほうがいいのではないかと思います。やはり、宿泊税の場合、観光客に負担を求める手法としては、課税対象者が限定されるという意見もあると思いますので、宮島訪問税のように入域税が課税できることが最も望ましいですが、箱根町では実施の面で導入は困難と整理しているため、現実的な手法として宿泊税を選択することになったと考えています。

ただし、どうしても日帰り観光客との不公平感が残ることから、入湯税の見直しに関する議論や、固定資産税超過課税との整理が必要になってくるかもしれないため、宿泊税以外の検討課題は、最終報告で言及することが重要ではないかと思っています。

今回の中間報告では、箱根町にとって適性があるとの結果を受けて、今後、宿泊税の検討を進めていくという報告内容で特に問題ないかと思いますが、日帰り観光客の対応について、引き続き検討が必要だといった一文を入れるかどうかは、ここで確認したほうがいいと思います。

A 委員

先ほど E 委員から意見のあった文章の追加ですが、例に挙げていた日帰り観光客から負担を求めない限り財源不足は解消できないという内容は、少し疑問に感じています。宿泊事業者の立場としては、宿泊客に宿泊税を課税することは、宿泊事業者だけに事務負担が生じることから不公平ではないかといった議論があった中で、日帰り観光客からも広く負担を求めるべきであるという議論の流れになったことは記憶にあります。そのため、そのような観点から、日帰り観光客にも負担を求める方法をこれから検討していくという整理であれば問題ありませんが、財源不足が解消しないから日帰り観光客からも負担してもらうという考え方ではなかったと思います。

委員長

日帰り観光客からも負担を求める方策を検討していく文章

	を加えるべきという意見については、読んだ人に誤解を与えることがないように、また、議論してきた事実と異なる表現にならないように十分注意する必要があります。また、最終報告で言及してはどうかという意見もありましたので、これまでの議論を踏まえ、可能な範囲で中間報告書に記載する方向で調整したいと思います。
企画観光部長	中間報告（案）の内容について、委員の皆さんからご意見をいただきましたが、一旦内容を整理させていただきます。17 ページの上から 3 段落目の部分について、観光振興という表現だけではなく、もう少し具体的な内容を盛り込むべきというご意見がありました。また、町民視点でのまちづくりについても、具体例として消防、ごみ処理、防災対策といった行政サービスを記載していますが、検討会議でも意見のあった地域公共交通の維持に対する内容も含めてほしいといったご意見もありました。さらに、5 段落目の文章の中に日帰り観光客にも負担を求める方策を引き続き検討する必要がある、といった一文を加えるかは要調整であるとのことのご意見があったと思いますが、修正箇所間違いがないか確認させてください。
委員長	中間報告（案）の修正事項の確認がありましたが、他にはないということでしょうか。
事務局	今回の中間報告書（案）については、本日ご意見いただいた修正内容を高井委員長と調整し、改めて委員の皆さんにもご確認いただいたうえで案をとり確定するといったことで進めさせていただいてよろしいでしょうか。
委員長	今後の報告書の完成に向けた流れについては、そのような形でご了承いただきたいと思います。
委員長	（２）その他 次に議題（２）その他について、事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局から資料 2 をもとに、今後の検討会議の進め方や、報告書のとりまとめ時期について説明した。

委員長

私から先に 1 点確認ですが、アンケートについては町単独で行うほか、業者に委託しオンラインアンケートなどで幅広く意見を聴取する方法もあるかと思いますが、具体的な実施方法は想定していますか。

事務局

現時点では具体的な実施方法は検討していませんが、箱根 DMO では観光客へのアンケートをもとに観光診断書を作成していますので、箱根 DMO にも相談しながら、基本的には町で実施することを考えています。ただし、集計の結果、回答数が少ない場合などは、その他の方法も検討したいと思っています。

A 委員

今後の進め方について、3 点よろしいでしょうか。

1 点目は、検討会議のスケジュールについて、第 2 回で税額や課税対象などの課税要件を検討し、その次の第 3 回で使い道を議論する予定となっています。本来は、先に使い道に関する議論があり、そのために必要な金額等を踏まえ、課税要件を検討していく流れが論理的なのではないかと感じました。

2 点目は、宿泊施設に対する特例的な固定資産税の軽減制度を見直す話や、ごみ処理手数料が引き上げられるといった話があると、同業者からの噂で耳にしました。これらは、この検討会議とは別の案件ですが、事業者にとっては、税や手数料の負担が増えることは、徴収事務が生じることと同じくらい大きな問題であり、また宿泊税が関連してくる部分もあるかと思いますが、現在の検討状況について情報提供していただきたいです。

最後に 3 点目ですが、令和 8 年度の第 1 回会議後、パブリックコメントや町議会の議決など、必要な手続きを経て、宿泊税の実施時期は最短でいつ頃になるのか、可能な範囲で教えていただければと思います。

事務局

まず 1 点目ですが、第 2 回では課税要件の具体的な検討を行うのではなく、他団体の事例を参考に、どのように課税しているのか、あるいは今後、制度設計をしていくにあたって論点にすべきポイントを確認することを想定していますが、いただいたご意見を踏まえ、使い道についても議題に含めら

れないか検討したいと思います。

総務部長

2点目のうち、まず固定資産税の軽減ですが、昭和20年代に制定された国際観光ホテル整備法に基づき、外国人観光客の受入れにあたり必要な設備を整えるなどの基準を満たし、国の登録を受けた施設に対し、固定資産税に係る税負担を軽減しています。

軽減の割合は、初年度の50%から1年毎に段階的に減少し、5年目の10%からは据え置いています。10%の軽減が続くことについては、以前から、議会等において、税負担の公平性に欠くものであるとの指摘を受けていました。

この軽減制度の見直しについては、中間報告書（案）の中にも記載があった行財政改革アクションプランの取組みの1つとして位置付け、これまで検討を続けてきたものの、コロナ禍等により、事業者への影響も考慮し、議論が進んでいませんでしたが、状況が落ち着いてきた中で、軽減期間に期限を設けさせていただく内容の検討を開始したところです。

また、現在も事業者にご負担いただいている事業系ごみの処理手数料についてですが、こちらも先月から検討に着手させていただいたところですので、今後、検討会議の中で、これらの検討状況についても、適宜、報告させていただきたいと思います。

企画観光部長

3点目の宿泊税の導入時期についてですが、当初、財源不足の拡大に備え、令和11年度を目標に、これまで検討を重ねてきていただいたところです。本日、会議の開催間隔を見直し、検討スケジュールを早めることについて、ご了承いただけたものと思いますが、令和8年5月に最終報告書を提出いただいた後、町として方針を決定し、条例案の議決に向けた手続きや国との協議、あるいは事業者への周知やシステム改修、宿泊者への周知等に要する期間を勘案しますと、現時点では、令和10年4月からの導入が最短のスケジュールになると考えています。

委員長

他になれば、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

中間報告書については、いただいたご意見を踏まえ、早急に委員長と調整させていただき、改めて委員の皆様を確認い

	ただいたうえで、来週中には確定させたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いします。
委員長	それでは、本日の議事はこれで全て終了しましたので、事務局に進行をお返しします。
企画観光部長	4 閉 会 本日は、お忙しいところありがとうございました。ただいま事務局からお話しさせていただいた中間報告書については、町に提出いただいた後、それを受けて町の方針を定め、町議会をはじめ、町民や観光客の皆様にも広く共有していきたいと考えています。また、今後の進め方では、本町の特性や実情を踏まえ、観光まちづくりを推進していくための制度内容となるように、引き続き議論のほど、よろしくお願いいたします。 これで、令和7年度第1回観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議を閉会いたします。